

防整技第7382号
28.4.1

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

工事に使用する道路の維持補修に係る設計について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官

工事中道路の維持補修に係る施工条件等の明示

建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の施工に必要な資材・機械等の運搬は、基地内の道路、一般道路、一時的に設置する工事中仮設道路等を使用して実施されるが、これらの道路（以下「工事中道路」という。）について、使用中及び使用後に維持補修が必要な場合がある。

この場合、維持補修の程度は工事中絶えず変化するものであるから、工事中に逐次設計内容を確定していく必要がある。そのため、当初契約の時点においては、想定される維持補修の程度や実際に行われる維持補修の設計内容をできるだけ精確に想定し、それを共通仮設として設計図書に明示しておくことが必要である。そうすることにより、工事中における逐次の設計変更業務において、迅速かつ適切な対応が可能になるものである。

したがって、工事中道路の維持補修に係る施工条件等の設計図書への明示に当たっては、以下の内容に十分配慮しなければならない。

（配慮すべき内容）

- 1 運搬経路の指定を行う場合は、図面での表示または路線名を列挙する等、経路が明確になるよう配慮すること。また、工事中車両の通行が許されない地域がある場合は、その範囲が明確になるよう配慮すること。
- 2 事前調査において路面調査等が不十分であるなど、不確定部分があるため、発注後に対応する必要がある場合は、その旨を記載すること。
- 3 補修、散水等について、材料の種類、数量等を指定する場合は、具体的に明示すること。後日精算のため設計変更の対象とする場合は、その旨を記載すること。
- 4 施工条件の明示は、工事規模内容に応じて適切に対応すること。
- 5 施工費の計上の有無については明確にすること。ただし、施工方法、機械施設等については、施工者の創意工夫を損なわないよう、表現上留意すること。
- 6 維持補修の実施に先だって施工図、施工計画書等の作成を必要とする場合には、その旨を明示すること。
- 7 想定される維持補修費が直接工事費に対して大きな割合を占める場合は、共通仮設として設計、積算することについて、十分な検討を行うこと。